

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 1 分

[西田委員長]

ただいまから、平成 2 6 年度第 1 2 回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がおられますので、傍聴を許可したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

(傍聴者入室)

[西田委員長]

本日の会議録署名は、高木委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案 1 8 件、協議事項 1 件、請願審査 1 件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を先に行い、その後、議案第 4 7 号から順次、審議を進めていきたいと思います。なお、議案第 6 2 号及び議案第 6 3 号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、その後議案第 4 7 号から順次、審議を進めます。

また、議案第 6 2 号及び議案第 6 3 号は、会議規則第 1 2 条により公開しない会議として、会議の最後に審議します。

[西田委員長]

それでは、議事に入ります。

請願第 2 6 - 4 号・日野市立学校教科用図書採択要綱等の改善を求める請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第 2 6 - 4 号 日野市立学校教科用図書採択要綱等の改善を求める請願

[兼子庶務課長]

それでは、日野市立学校教科用図書採択要綱等の改善を求める請願を簡単にご説明申し上げます。

要旨は、保護者や市民の意見を反映し、現場教師の意見を尊重して教科書を採択することとして 4 項目の請願を出しております。

説明は以上でございます。

[西田委員長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

日野の教科書採択を考える会として請願を提出させていただきました。代表のひとりであります***と申します。よろしくお願いします。

教科書は子供たちの学習教材として最も大切なものです。教師にとっても教科書の内容や構成が、どうなっているのかは学習指導を左右する重大な問題です。どの教科書を使うのが日野の子供にとってふさわしいか、これを最もよくわかっているのは学校の教師です。学校教育法第37条は、教諭は、児童の教育をつかさどると明記しています。これは子供を直接指導する教師の役割と責任の重さを示しているものです。教科書を使って子供の学習指導に当たる教師には、教材である教科書の選択についても最も重い役割と責任があると言わなければなりません。このことはILOユネスコ教員の地位に関する勧告61項にも、教員は教科書の選択について不可欠な役割を与えられるべきであると書かれており、国際常識です。多くの保護者や市民も、教師の調査研究の結果を活かした採択が行われることを願っています。

ところが昨年8月の小学校教科書採択では、現場の教師がどういう意見を持っていたのかについて、どの教育委員からも触れられませんでした。その原因は、教科書の調査研究報告書の作成の方法にあります。日野市では各学校で報告書を作成する際に、どの教科書が教えている生徒にとっていいのか明確に書けない制約があり、調査結果が正確に教育委員に伝えられないという大きな問題があります。以上の点を踏まえて、教科書採択要綱とその運用について改善を求めます。

請願項目の第1は、学校の調査研究に基づき、教科書採択を公正に行うという採択の目的を明確にするものです。

第2は、学校での調査研究と報告書作成についての改善です。教科委員会の委員は現行の中学校8校から4人では不十分です。全校での調査研究の結果を活かすためには、すべての学校から調査委員を出す必要があります。また、超多忙な学校で教師が教科書を十分に読み比べ、研究できる時間をしっかりと確保するためには、必要な時間設定が求められます。報告書の記述内容についても制限を設けず、良し悪しのすべてを記述できるようにする必要があります。その結果として、どの教科書が最も良いか、わかるよう記述できることも重要です。

第3は、教科書展示会の改善です。今年1月29日に文部科学省は、各教育委員会に教科書採択の留意事項についてを通知しました。保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実も重要だと述べた上で、教科書展示会は、教員や保護者等が足を運びやすくなるようにするとともに、その開催時期や場所等について積極的な周知が図られることが重要だと書かれています。意見箱を設置し、保護者等の希望を把握することも例示しています。

日野市では教科書展示会について広報されていますが、日時と場所のみで教科書採択のための展示であること、意見を出せることが書かれていません。明記していただくことを求めます。また、会場は土曜と日曜、夜間も閲覧できる図書館を増やしてください。出された意見は、教育委員及び採択審議会委員に内容を知らせ、採択の教育委員会では傍聴者にも公開してください。

第4に、教科委員会と採択審議会がまとめた報告書は、教育委員の皆さんが採択する上で最も重要な資料です。傍聴者にも資料として配付し、公表することにより採択への市民の信頼を高めることが重要だと思います。

以上、趣旨をご理解いただき、要綱の改善また運用の改善を図っていただくことをお願いして陳述いたします。

[西田委員長]

ただいま請願者より、請願の事情を述べていただきました。

それではこの件につきまして、ご質問はございませんでしょうか。岡本委員。

[岡本委員]

はじめに、私たちは昨年の8月に小学校の教科書の選択について、日野市立学校教科用図書採択要綱に基づいて作業を進めてきたわけですが、ここで改めて手続の確認をお願いしたいと思います。

[西田委員長]

それでは、日野市立学校教科用図書採択要綱についての説明を改めてお願いいたします。

[記野教育部参事]

教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定に基づき、教育委員会の権限と責任のもと教科用図書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであります。

教科用図書の採択の手続についてご説明いたします。まず、各学校において十分な調査研究を行います。学校では、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭が各種目毎のすべての教科用図書について調査研究を行い、調査研究報告書を作成し教科委員会へ報告いたします。日野市の教科委員会は各教科毎に設けられており、小学校は9教科委員会、中学校は11教科委員会ございます。

教科委員会では、各学校から報告のあった調査研究報告書をもとに、教科用図書について各委員の専門的な見地から調査研究を行い、調査研究報告書を作成し、審議会に報告いたします。審議会は、各種目毎の教科用図書について、教科委員会からの調査研究報告書をもとに総合的に検討審議し、審議の結果を各教科委員会からの調査研究報告書及び各学校からの調査研究報告書を踏まえ、答申書により教育委員会へ答申いたします。次に、教育委員会は審議会からの答申を踏まえ、各教育委員が学校教科委員会、そして審議会が行った調査研究を踏まえ、東京都教育委員会が作成した教科用調査研究資料も活用し、実際の教科書を直接、調査研究いたします。このようにすべての教科用図書の調査研究を十分に行い、採択を行っているところでございます。

以上です。

[西田委員長]

濱屋委員。

[濱屋委員]

今、採択の手続についてご説明いただきました。請願項目の2番目のところで、学校での調査研究の内容と報告書の中身についての改善の要望があります。大きく3点あると思いますが、教科委員会の構成と役割が1つ目、2つ目に研究するための調査研究期間、3

つ目が研究報告書の内容について、現状どうなっているかということ、もう一度確認させていただきますか。

〔記野教育部参事 〕

まず、はじめに教科委員会の構成と役割についてでございます。教科委員会の構成につきましては、日野市立学校教科用図書採択要綱第6条、教科委員会の構成等の別表第4により定められております。小学校は各教科委員会毎に校長1名、副校長1名、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭の中から6名の合計8名、中学校は各教科委員会毎に校長1名、副校長1名、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭の中から4名の合計6名となっております。教科委員会は学校から報告のあった、すべての調査研究報告書等をもとに、教科用図書について各委員の専門的な見地から調査研究をしており、すべての学校の意見を反映して総合的な議論を行っております。

次に、学校の調査研究期間についてでございます。平成26年度の小学校教科用図書採択のときは見本本が10セット納品されましたが、小学校は17校ありますので、各小学校に2週間程度の調査研究期間を設けました。平成27年度の中学校教科用図書採択では、中学校は8校になりますので、見本本が10セット納品されましたら、各中学校は4週間程度の調査研究期間を設ける予定でございます。そして、各中学校での調査研究後は各教科委員会が3週間程度、調査研究する期間を設ける予定でございます。この調査研究の期間内は各学校で時間を工夫し、調査研究が行われていると考えております。

3点目でございます。学校や教科委員会から、どのような報告書が上げられているかということでございます。各学校と各教科委員会からの調査研究報告書につきましては、日野市では採択要綱に則り、東京都教科用図書選定審議会の答申等も参考にし、四つの観点、1内容、2構成・分量、3表記・表現、4使用上の便宜から、全教科、全教科書の調査研究を行っており、客観的な観点に基づいて各教科書の特色ある点を記載しております。良いところだけを書くという制約はございません。また、教科委員会、採択審議会は必要に応じて学校、教科委員会へ改めて調査報告を求めることができますので、多様な議論による意見を集約することができます。

以上でございます。

〔西田委員長 〕

高木委員。

〔高木委員 〕

私からは請願項目3の関連で、2点について確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、教科書展示会の広報の仕方と展示場所等について、説明をお願いしたいと思います。2点目は、展示して市民の皆さんからも意見が出されているかと思いますが、その出された意見の取り扱いについて、説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔記野教育部参事 〕

教科書展示会の広報の仕方と展示場所についてでございます。教科書展示会につきましては、「広報ひの」とホームページに掲載しており、学校課、中央図書館、教育センターの

3カ所にて開催しております。展示会場内の案内につきましては、もっとわかりやすくなるよう、今後検討をしていく予定でございます。

次に、市民等から出された意見についてでございます。市民から出された意見は、教育委員会委員へ資料として提出しております。採択審議会へは提出しておりません。審議会委員それぞれが幅広い観点、考え方で意見を述べ、多面的、総合的な審議を行い、報告書を作成し答申しております。

以上でございます。

〔西田委員長 〕

ほかにご質問はございませんか。岡本委員。

〔岡本委員 〕

今の説明の続きをお願いしたいのですけれども、教科委員会と採択審議会の報告書はどのように公表されているのか伺いたいと思います。

〔記野教育部参事 〕

報告書等の資料については、9月1日から市政図書室にて閲覧できるようにしております。閲覧できるものは、採択審議会の答申書、その中には審議会名簿も含まれます。それと教科委員会調査研究報告書、こちらも教科委員会名簿を含みます。学校での調査研究報告書、この3点になります。また、採択要綱第5条8項、第6条8項により審議会と教科委員会は公開しないとなっており、採択要綱の第5条9項、第6条9項により審議会と教科委員の氏名等は任期中（8月31日）までは公表しないとなっております。

以上でございます。

〔西田委員長 〕

ほかにご質問はございませんか。

〔西田委員長 〕

なければ、ご意見を伺います。高木委員。

〔高木委員 〕

この請願の趣旨、項目にあったものについては、いろいろ質問して、現状どうなのかという確認をさせていただいたわけですが、請願の趣旨からいくと、前段の説明でもありましたように、一つには子供たちと一緒に教科書を使う現場教師の意見を尊重して教科書を採択すること、二つ目に、保護者や市民の意見も反映されるシステムにするということが趣旨なのかなと判断をします。日野市では従来から、今の説明でもございましたけれども、基本的には、こういった現場教師の意見を尊重しながら、教科書採択を我々自身も十分認識しながら進めてきていると考えておりますので、本請願については不採択としたいと考えております。

〔西田委員長 〕

濱屋委員。

〔濱屋委員 〕

私も高木委員とほぼ同じ趣旨です。今の説明を伺う限り、前段の説明にあったように、先生が教科書の採択に当たって、大きな役割と責任をお持ちだというのは全く同意です。今の採択の流れを見る限り、先生方の意見は十分尊重されるプロセスになっておりますし、

私どもも上がってきた報告書の中から、その考えを読み取ることはできますので、今の段階でもそれは尊重されているのではないかということ。それから、市民の意見というのも、先ほどご説明にあったとおり、上がってきたものは当然、全部拝見しておりますので、すべてを見た上で判断するプロセスはできていると考えております。ですから私は、この件については不採択とすべきではないかと考えます。

〔西田委員長〕

岡本委員。

〔岡本委員〕

私も昨年、初めての採択の経験ですけれども、この請願にもありますように、教育にとって非常に大事なことであるという自覚でやらせていただきました。そして、専門家あるいは現場の先生から、いろいろな報告書が上がってきて、反映されたものを我々判断して、まさにレイマンコントロールとしての立場で、きちっと採択しようという思いで昨年やらせていただきましたので、そういった意味で十分、この請願の趣旨は反映されていると思いますので、この請願は不採択ということで考えております。

〔西田委員長〕

米田教育長。

〔米田教育長〕

私も3人の委員の皆様と同じ意見でございます。まず、各学校の調査研究が一番の大きな土台になっているということです。それを教科毎に丁寧に審議をする、そして、それを経て審議会でも調査研究がなされて、我々はそれを踏まえて合議体としての教育委員会が公正な採択という、そういう基本的な立場から広い調査研究も行って、そして、やっているということです。それが、私たちが一番、一生懸命にやっているということでございます。

また、濱屋委員からもありましたけれども、いただいた市民からの意見につきましては、きちんと読ませていただいて、そして議論を行っているということでございます。現行法に基づいて、公正な採択をしていると考えておりますので、私も不採択と考えます。

〔西田委員長〕

ほかにご意見はございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

委員の皆様のご意見としては、不採択という意見が多いようです。そこで日野市立学校教科用図書採択要綱等の改善を求める請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしとのことですので、請願第26-4号については、不採択とすることに決しました。

〔西田委員長〕

議案第47号・日野市生涯学習推進基本構想・基本計画の策定について、事務局より提

案理由の説明をお願いします。

○議案第４７号 日野市生涯学習推進基本構想・基本計画の策定について

[木村生涯学習課長]

議案第 47 号・日野市生涯学習推進基本構想・基本計画の策定についてでございます。

提案理由でございます。社会教育法第１７条に基づき、日野市生涯学習推進基本構想・基本計画を策定するものです。

ページをめくっていただきまして、そのあと表紙のところから70ページまでが、この構想・計画の案でございます。

概要について若干説明させていただきます。第5次日野市基本構想・基本計画、通称2020プランに掲げる、日野人・日野文化を育てるまちを実現するため、日野市生涯学習推進基本構想・基本計画を策定するものです。また、市の主要3戦略や第2次日野市学校教育基本構想の一翼を担い、生涯学習に関する個別計画との整合を図った上での構想・計画でございます。

まず策定の経緯でございます。本計画の前の計画、日野市生涯学習推進計画、通称きり日野人2010学びプランの課題を解決し、新しい計画を策定するため、日野市教育委員会は平成23年7月、第27期日野市社会教育委員の会議に対し、計画策定の視点と重点事項を含めた基本的あり方について諮問いたしました。これを受け社会教育委員の会は、平成24年4月に日野市生涯学習推進計画策定に当たっての重点事項についてという答申を出しました。答申の中では、今後の急速な社会の変化に対応するため、行政は学ぶ機会を提供することにより、多様な価値観と生き方を認め合い、一人ひとりの生き方を大切にする生涯学習社会の実現を図る必要があるとして、留意点、重視する考え方、実現性を高める工夫などを示しております。その後、第28期・29期の社会教育委員の会議にて、2年間12回にわたって様々な観点から検討を重ねた結果、本構想・計画の策定に至ったものです。なお、29期の社会教育委員の会議では、公募の市民お一人も委嘱されて、その中での会議でございました。

基本構想です。「このまちに生きる だからこのまちで“学び 学びあう”」を基本理念とし、市民一人ひとりが積極的に生涯を通じて学び続け、つながりの中で、その学習成果をもとに行動し、輝ける人生を送り愛着を持って住み続けられる生涯学習のまち日野をつくることを目指すものです。その実現のためのコンセプトとして、人が育ち、まちが育ち、そして社会が育つ学びの展開、学びと行動が自発的に好循環する仕組みづくり、地域の関係者が連携して、豊かな生涯学習環境を実現、の三つを掲げております。

次に基本計画です。推進の柱となる、「学ぶ」「つながる」「行動する」を実現するため、五つの行動計画を挙げています。一つ目に、学びあい・つながりあい情報サイトの開設、生涯学習ポータルサイトでございます。二つ目に、ひの学人ネットワーク会議の設立、生涯学習懇話会でございます。三つ目に、笑顔 集まれ！発表会、生涯学習発表会でございます。四つ目として、“学ぶ日野人” 応援！補助金、五つ目に、“学び創造” ネットワーク——これは庁内でのネットワークでございます——の構築です。

以上の内容について図書館協議会、公民館運営協議会、郷土資料館協議会で説明し、ご意見をいただくとともに関連各課、事業課にも説明させていただき、意見を聴取いたしまして構想の中に反映をさせております。また、26年12月9日から26日までパブリックコメントを実施いたしました。アクセス件数は337件ありました。ご意見についてはございませんでした。この日野市生涯学習推進基本構想・基本計画は平成27年から32年までの6年間といたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。岡本委員。

〔岡本委員〕

ご説明ありがとうございます。また、素晴らしい基本計画をまとめていただきまして、ありがとうございます。特に私は想定期間、進行管理の点からお尋ねしたいんですけども、基本計画を実施していく場合、大きな問題として予算的なものがあります。現状で当市では厳しい財政的な問題がありますので、この点、ある種の心配をしております。例えば一つの例として、補助金の新設等が挙がってございますけれども、どのように市長部局とも打ち合わせをして進めていくのか、基本計画ですから概略的な方向性をお聞かせ願いたいと思います。

〔木村生涯学習課長〕

今後、どのように予算も含めて進行していくかという、ご質問かと思います。この表紙を見ていただきますと、一番下のところに日野市・日野市教育委員会となっております、市長、教育委員長から挨拶をいただいております。日野市と日野市教育委員会が協働で策定してきたものでございます。2年間かけて進めてきましたが、その策定の過程でも折に触れて市長、副市長はじめ教育委員会だけでなく説明に入り、了解のもとで進めてきております。ある意味、両者が肩を組んで策定してきたものでございます。予算的には確かに今、厳しい状況の中にありますが、市の基本戦略の中である住み続けたくなるまちということにもつながってくるものです。一人ひとりが生き生きと自分たちで学び、つながるということは、その方向にも合致したものかと考えております。

そんなわけで、協働で策定してきたという経緯から、27年度については一部を除いて予算は立てておりませんが、28年度以降必要な予算については、確保して進めていけると考えておりますし、進めていくつもりでございます。具体的には、この計画自体がコンサル等はいれずに社会教育委員会の会議を中心に練ってまいりましたので、27年度もその会を中心に具体化を進めていくつもりでおります。

あと、行動計画の中の一つに、生涯学習推進事業補助金というのがあります。これについては、日野市の中には実に多くの子育て分野とか福祉分野とか環境分野とか、いろいろな分野で学んでつながり行動している団体がいっぱいあります。その活動が日野のパワーをつくっているのかなということも強く感じているところです。今回の補助金創設の前にも、いろいろな補助金支出の支給の状況もありますので、その辺の状況を見ながら生涯学習社会の構築につながるものについての補助金を支給できるように、これも社会教育委員

の会議の中で対象とか方法などについて議論し要綱等を定めていく、そこから予算化につなげていくというふうに考えております。

〔西田委員長〕

濱屋委員。

〔濱屋委員〕

行動計画の1番目にポータルサイトの開設というのがあります。これからネットの時代ですし、いろんな情報が発信され、そこで人が学び合い、つながりあう仕組みが大事だと思いますが、現状とこれからどんなことをお考えかということをお聞かせいただけますか。

〔木村生涯学習課長〕

五つの計画の中で一つ目の生涯学習ポータルサイトについては、唯一今、予算化ができています。具体的には26年度3月の補正予算に載せさせていただいて即決をいただいておりますが、150万円という額を補助金として出すというふうな内容でございます。この26年度の即決いただいたものを繰越明許で27年度に繰り入れて執行するものです。

内容でございます。この補助金は、日野市社会福祉協議会が主体となって運営をしています26年度途中から始まったポータルサイトで「Hi know（ひのう）」というものがあるのですが、こちらに対して補助金を支給するものです。このポータルサイト「Hi know」は日野市社会福祉協議会が富士通研究所との協働で開始したもので、団体、サークルの紹介だとか市内のイベントの紹介をするほか、町記者と言われる、市民の方が記者になって、いろいろな取材をする市民目線の記者の取材を載せていまして、非常に魅力的なサイトになっております。ただ、いかんせん団体数はまだ少ないところがあります。その後の運営というところにも不安があるところもあります。そこに補助金を出すことによって、この計画の拡大、市民全体の生涯学習社会の構築につなげていくものです。

日野市が所管している団体としては、スポーツ、生涯学習、その他を含めると2,800以上にもなるというところもありますので、こういう団体に積極的に、そこに参加するように呼びかけていくこと、それと運営についての補助になるお金をお渡しして、そのところを見守りながら取り組みを進めていきたいと思っております。このポータルサイトについては、そんなわけで予算は確保して27年度に具体的に各課と連携しながら、役所の中だけではなくて官民学連携しながら進めていくつもりでおります。

〔増子教育部参事〕

今、課長が申したとおりでございます。若干、背景等も含めまして補足をさせていただきたいと思います。国の中央教育審議会の生涯学習分科会の中間報告では、生涯学習は自立した個人の育成とともに、各個人が社会の形成に参加する公の意識を持つことが重要であるとし、生涯学習のためのまちづくりから生涯学習によるまちづくりへの展開を示しております。その一つとなりますのが地域コミュニティ、要するに基礎自治体が生涯学習を利活用しながら住民の行政参加を促し、市民自らの責任で安定的な社会をつくり出す、ということが求められていると言われているところでございます。そして今後の行政の方向といたしましては、自立した個人の育成とともに、先ほど課長が申し上げましたように、絆づくり、地域づくりを強調しまして、行政のみならず大学とかNPOとか民間教育事業者、または企業、そういうところと連携・協働する、そしてそれに加えてまちづくりの視

点で行政内部の部署、例えば高齢者の部署であるとか福祉の部署、また女性参画の部署とか青少年施策の部署とか、そういう関係部局と連携・協力をして諸力融合で行っていくというふうにしているところでございます。

昭和24年に社会教育法が策定されたわけですが、そのときの素案に大きく関わった当時の文部省の次官に寺中作雄という方がいらっしゃいます。公民館についての父とも言われているところでございますが、寺中の言葉をかりますと、この原点となるところがあります。社会教育の目的は何かというと、良き社会の形成であって、良き社会人の育成としております。良き社会人とは何かといいますと、自主的にかつ協力的、平和的な社会性のある人格を言う。そのような人たちを社会の中でつくっていきましょう、社会の協力でつくっていきましょうということが、社会教育の原点だと思っています。今回出されました、ちょっと前になりますが、中央教育審議会の生涯学習分科会でもそういうことを言っておりますので、これに沿いまして市内にあります、いろいろな力を結集して、多くの方々が学びと学び合いによって、このまちを形成していく、そのために先ほど課長が申しあげました入口として、教えたい方が教える環境、学びたい方が学び合える環境、また、学び合って絆をつくり出す教育ができる環境、それが入口としてのウェブサイトとしてのポータルサイトとか、または懇話会だとか発表会だとか、そういうふうなことを形成していきながら、まちづくりにつながる人づくりをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔西田委員長 〕

大変わかりやすく、いろいろなことが見えてまいりましたけれども、ほかにご質問はございませんか。

〔西田委員長 〕

なければ、ご意見を伺います。岡本委員。

〔岡本委員 〕

意見といいますか感想ですが、今のお話にありましたように12回の検討会を重ねて、今後の私たちの生涯学習の、市民にとっての大きな希望になるのではないかと思います。その委員会を支えた事務局のご苦労は大変だったと思いますけれども、本当にありがとうございました。

私は5ページにありますイメージ図、非常に大事だというふうに認識しております。すなわち、学校教育、家庭教育を含めた全体の位置づけというのは大事だと思います。ややもすると学校教育のみに焦点が当たりがちな昨今ですが、そういう意味で非常にしっかりとしたバックボーンが入っているのではないかなと思います。今、参事から寺中さんの話も紹介されましたけれども、日野市が目指す最終的なトータルとしてのまちづくりのベースになるものです。そういった意味で大変素晴らしいものができたと思っておりますので、是非今後とも事務局のご努力、もちろん我々の責任もありますけれども、実行方、推進方よろしく願いしたいと思っております。

〔西田委員長 〕

高木委員。

〔高木委員〕

今回提示されたものは、非常に多くの論議も重ねられて、非常に素晴らしい意欲的な基本構想・基本計画だと、私自身も受け止めております。また、計画の相関図等でも示されていますように、当市のいろいろな施策とも非常に大きく関わっていますし、また、ここで新たに作られてきたいろいろな施策や制度で言いますと、昨年つくりました日野市の学校基本構想とも絡んでいるということでは、従来の生涯学習という域をかなり飛び越えて、今もご説明がございましたけれども、どのようなまちをつくっていくんだという、かなりベーシックな、あるいはそういった基本的な考え方をいろいろ織り込んでいるかと思います。今、諸力融合という話もございましたけれども、いろいろな人たちと機動的に連携を保ちながら、少しずつでも力をかりながら、少しずつ前に進めていくという姿勢が、すごく大事だと思いますので、意欲的な故に非常に多くのいろいろな計画との絡みがございすけれども、そこを少しずつ前に進めるんだという基本認識を一つにさせていただきながら、取り組んでいただければということをは是非お願いしておきたいと思います。一緒に一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔西田委員長〕

濱屋委員。

〔濱屋委員〕

人とまちがつながる、とても良い仕組みをつくっていただいたと思います。生涯学習の理念として教育基本法では、あらゆる機会に、あらゆる場所で学ぶことができる、ここまではいいですけれども、その次に、その成果を適切に生かせる場所が必要だということを言っています。ここが全般的に弱いところです。この学ぶことが個人に留まるだけではなくて、それを中心に人がつながり広がっていくというふうにつなげていくことが、より大事だと思いますので、先ほどのポータルサイトの件もそうですし、発表会もそうです。学ぶ中身のコンテンツを充実させて、さらにそれを広げていく取り組みをこれからやっていけるといいなと思いますので、是非協力してやっていきましょう。

〔西田委員長〕

私からも一言述べさせていただきます。平成10年に策定した日野市の教育目標「ひのっ子教育21」の前文で、すでに日野市教育委員会は生涯学習社会を目指すことを謳っています。第2次日野市学校教育基本構想でも、つながりによる教育を掲げています。

日野市は、人や団体、文化、歴史、産業、自然など資源に恵まれています。基本構想はそれらを有効に活用して、大人から子供まで様々な世代を超えて市民の皆さんが気軽に、身近なところで生涯学習に取り組み、学びを通して人と人とが豊かにつながることができ、さらには、地域への誇りや、ふるさとへの愛着が強まることを目指しています。

また、学習成果を適切に生かして社会貢献をするなど、市民がいきいき行動するまち、生涯学習のまちを目指しています。夢と希望のあるプランの実現に向かって、一緒に取り組んでいきたいと思います。

ほかにご意見はございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りいたします。日野市生涯学習推進基本構想・基本計画の策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第48号・日野市教育委員会教育目標に基づく平成27年度の主要な取り組みの策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第48号 日野市教育委員会教育目標に基づく平成27年度の主要な取り組みの策定について

[兼子庶務課長]

議案第48号・日野市教育委員会教育目標に基づく平成27年度の主要な取り組みの策定について、ご説明申し上げます。

日野市教育委員会教育目標に基づき、平成27年度の主要な取り組みを定めるものでございます。

5ページをお開きください。平成26年3月に策定いたしました第2次日野市学校教育基本構想の基本方針1、かかわりの中で知恵を出し合い、自立・協働・創造に向けた「21世紀を切りひらく力」を豊かに育むこと、二つ目、質の高い教育環境を整え、「次代をつくる特色ある学校づくり」に取り組むこと、三つ目、人が豊かに生きるために体験を充実させ、学校、家庭、地域・社会が一体となった「つながりによる教育」を推進すること、この三つの基本方針をもとにそれぞれ四つの柱がございます。この柱をもとに、この右側を書いてある事業を展開していくものでございます。

学校教育部門については以上でございます。

[木村生涯学習課長]

続きまして、生涯学習部門の主要な取り組みについて、ご説明させていただきます。

7ページ、8ページをご覧ください。この前の議案第47号で議決をいただきました基本構想・基本計画に則り、様式を一新いたしました。日野まなびあいプランの全体像の中の三つの視点、学ぶ、つながる、行動するに基づきまして、施策の柱ごとに主要な取り組みを定めております。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。岡本委員。

[岡本委員]

1番目の図書館事業のところに読書パスポートの件がございます。私はいつも図書館を利用している一市民として、カウンターにあるものについては興味深く拝見しています。

今でもすばらしいんですけれども、これを全児童に配布するというようなことになりますと、デザインだとか、今のデザインが悪いというのではなくて、今のデザインもすばらしいんですけれども、子供向けというか、読書の世界を旅行していくんだというようなイメージになっておりますから、デザインというかつくりといいますか、今でもすばらしいんですけれども、もし、そういうチャンスがあればご検討願いたいと思います。

これも27年度ですので、先ほどの関係あるかと思います。昨年、私たちは特に予算については、いろいろ検討していますけれども、厳しい状況だと思いますので、その場になってからではなく、よく庁内の関係部局と連携をとって、今、一番私たち教育委員会としても大切な時期だと思います、先ほどの大きな生涯学習の流れからしても。そういった意味では是非、予算のリンクをよろしく願いたいと思います。

〔西田委員長〕

高木委員。

〔高木委員〕

27年度の主要な取り組みということで、学校関係では2年目の取り組みになりますし、生涯学習の関係では今年度、先ほど決めた方針に基づいてということでは、いずれにしても市民の皆さんから見ると、我々は十分論議しながらやってきていることなので、どこまで変わったというのか、新たなものがつくられて、施策がつけられたということについては、市民の皆さんにわかりやすい形で構想・計画、具体的な今年度の施策について伝えながら進めることが大事かなと思います。ですから、その中で具体的な成果が上がっているものについては、そのことを伝えながら、あるいは市民の皆さんにとっても、その成果が感じられるような活動を進めていくことが大事だと思いますので、また関係者できちんと論議しながらやっていきたいと考えていますので、是非よろしく願いたいと思います。

〔西田委員長〕

濱屋委員。

〔濱屋委員〕

私も、この計画は第2次日野市学校教育基本構想を具体化する上で必要なことが網羅的に挙げられて、とてもすばらしいと思います。基本構想のサブタイトルの中に、地域と共につくる基本と先進の教育、ということで、基本を押さえながら先進的なところ、つまり学ぶプロジェクトのようなものですね、これからの社会に求められる力は何かということを中心に返って、それを突き詰めていこうとするプロジェクトがありますが、こういったものがより具体化していくといいなと思います。

つながりという点で言いますと、基本方針の3のところにPTA活動への支援・協働というところで、教育委員や行政との懇談会の充実というテーマが挙げられていますが、先ほど高木委員がおっしゃったように、今やろうとしていることをいろんな市民や保護者の方に訴えて、一緒にやっていきましょうという姿勢が、これから必要になってくるのではないかと思いますので、是非今やろうとしていることを多くの人に知っていただき、先ほどの生涯学習のところにもありましたけれど、つながりによって広めていく、それをやっていくことが私たちの課題ではないかと感じました。

〔西田委員長〕

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会教育目標の基づく平成27年度の主要な取り組みの策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第49号・日野市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第49号 日野市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長]

議案第49号・日野市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、日野市教育委員会公告式規則の一部を改正するものです。

10ページをご覧ください。主な改正内容は引用条文の整理と、委員長と教育長が一本化になるための文言整理でございます。

付則です。この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

経過措置です。この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の第3条の規定は適用せず、改正前の第3条の規定は、なおその効力を有します。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第５０号・日野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第５０号 日野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

〔兼子庶務課長 〕

議案第５０号・日野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、日野市教育委員会会議規則の一部を改正するものです。

１４、１５ページをご覧ください。主な改正内容は委員長と教育長が一本化されたための文言整理でございます。

１７ページをご覧ください。

付則です。この規則は、平成２７年４月１日から施行いたします。

経過措置です。この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第２条第１項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の日野市教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の日野市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する、ということでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔西田委員長 〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

〔西田委員長 〕

なければ、ご意見を伺います。

〔西田委員長 〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長 〕

異議なしと認めます。議案第５０号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長 〕

議案第５１号・日野市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第５１号 日野市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

〔兼子庶務課長 〕

議案第５１号・日野市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、ご説

明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、日野市教育委員会傍聴規則の一部を改正するものです。

30ページをご覧ください。主な改正内容は引用条文の整理と、委員長と教育長の一本化に伴う文言整理でございます。

付則でございます。この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

経過措置です。この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の第4条、第6条及び第7条の規定は適用せず、改正前の第4条、第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第52号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第52号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長]

議案第52号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものでございます。

34ページをご覧ください。主な改正内容は引用条文の整理と、委員長と教育長の一本化による文言整理、及びそれに伴う職務代行に関する変更でございます。

付則でございます。この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定(「社会教育法」の次に「(昭和24年法律第207号)」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行いたします。

経過措置でございます。この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する

法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の第5条教育部の部庶務課の款庶務係の項（1）の号及び第8条の規定は適用せず、改正前の第5条教育部の部庶務課の款庶務係の項（1）の号、第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

〔西田委員長〕

なければ、ご意見を伺います。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長〕

議案第53号・日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第53号 日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

〔兼子庶務課長〕

議案第53号・日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正するものでございます。

40ページをご覧ください。主な改正内容は法令の引用条文の整理と、委員長と教育長の一本化に伴う文言整理でございます。

付則でございます。この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

経過措置です。この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の第1条及び第4条の規定は適用せず、改正前の第1条の規定は、なおその効力を有するものでございます。この場合において、同条中「第26条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条第1項及び第2項」とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第54号・日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第54号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長]

議案第54号・日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、日野市教育委員会公印規程の一部を改正するものでございます。

44ページをご覧ください。主な改正内容は法律の改正により、委員長及び職務代理者がなくなることから、その公印を削るものでございます。

付則でございます。この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

経過措置です。この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は適用せず、改正前の別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 5 4 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第 5 5 号・日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 5 5 号 日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長]

議案第 5 5 号・日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正するものでございます。

5 6 ページをご覧ください。主な改正内容は委員長と教育長が一本化されるため文言整理を行うものでございます。

付則でございます。この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

経過措置です。この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の第 3 号様式及び第 4 号様式の規定は適用せず、改正前の第 3 号様式及び第 4 号様式の規定は、なおその効力を有するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第 5 6 号・日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 5 6 号 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

[鈴木学校課長]

議案第 5 6 号・日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由でございます。東京都において非常勤職員制度が見直され、非常勤教員については、これまでの特別職から一般職に変更されることに伴い、地方公務員法の適用となるため、日野市立学校職員服務規程の一部を改正するものです。また、併せて文言の整理を行うものでございます。

具体的には、東京都では今後ますます複雑化する多くの特定課題に対して、多様な人材の活用を一層促進していく必要があることなどから、新たに一般職の非常勤職員制度を導入いたします。このことによって、日野市におきましては非常勤教員が当該制度の対象となります。今までは非常勤教員は特別職の地方公務員と位置づけられておりまして、地方公務員法が適用されておりました。しかし非常勤職員制度の改正によりまして、非常勤教員は一般職の非常勤職員となりまして、地方公務員法が適用されることになりました。そのため、この規程を改正する必要性が生じたため、お願いするものでございます。

6 1 ページをお開きください。新旧対照表でございます。第 1 条、下線部分でございます。新のほうです。東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員及び地方公務員法第 1 7 条の規定に基づき任用される非常勤の職員、というものを加えるものでございます。第 2 条以下につきましては文言の整理でございます。

6 0 ページでございます。

付則でございます。この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 7 条、第 8 条の 4 及び第 1 2 条の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 5 6 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第 5 7 号・日野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 5 7 号 日野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規則の制定について

[鈴木学校課長]

議案第 5 7 号・日野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由でございます。東京都において非常勤職員制度が見直され、非常勤教員については、これまでの特別職から一般職に変更されることに伴い、地方公務員法の適用となるため、日野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正するものでございます。また、併せて文言の整理を行うものでございます。この議案も先ほどと同じように、東京都における非常勤職員制度の改正によりまして、非常勤教員は一般職の非常勤職員となりまして、地方公務員法が適用されることになりました。そのために改正するものでございます。

6 8 ページをお開きください。新旧対照表でございます。新のほうの第 1 条、下線部分でございます。日野市立学校に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員及び同法第 1 7 条の規定に基づき任用される非常勤の職員、というものを加えるものでございます。また第 2 条以下につきましては文言の整理でございます。

6 6、6 7 ページをお開きください。

付則でございます。この規則は、公布の日から施行します。ただし、第 1 条及び第 1 3 条第 3 項の改正規定につきましては、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 5 7 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第 5 8 号・東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 5 8 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について

[鈴木学校課長]

議案第５８号・東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について、でございます。

提案理由でございます。平成２７年３月３１日をもって東光寺小学校学校運営協議会委員の任期が満了となるため、日野市学校運営協議会規則（平成２０年教育委員会規則第１８号）第７条第１項の規定に基づき、新たな委員を任命するものでございます。

次のページをお開きください。

これまでは１５名の委員で組織されてきましたが、これからはこの１５名に加えて、新たに２番目の佐藤様、１２番目の正井様を加えて１７名で活動をしていくということをお願いをしております。

任期につきましては、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第５８号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第５９号・日野市立学校学校医の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第５９号 日野市立学校学校医の委嘱について

[鈴木学校課長]

議案第５９号・日野市立学校学校医の委嘱について、でございます。

日野市立学校の学校医等の任用等に関する規則第２条の規定に基づきまして、平成２７年度の学校薬剤師を委嘱するものでございます。

提案理由でございます。委嘱している学校薬剤師から、平成２７年３月３１日をもって委嘱辞退する申し出があったため、その後任者を新たに委嘱するものです。

次のページをお開きください。

３．学校薬剤師解嘱者でございます。第七小学校の久保寺薬剤師と第二中学校の高松薬剤師、第三中学校の笹田薬剤師が一身上の都合でお辞めになります。そこで学校薬剤師の配置換えも含めまして――１番でございます――平成２７年度学校薬剤師委嘱者(変更分)

にありますように、第三小学校に河西ゆかり薬剤師、第七小学校に小川美紀薬剤師、第二中学校に山口晶子薬剤師、第三中学校に田中悦子薬剤師をお願いするものでございます。

任期は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

〔西田委員長〕

なければ、ご意見を伺います。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校学校医の委嘱について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第５９号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長〕

議案第６０号・日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第６０号 日野市立教育センター所長の任命について

〔渡辺教育センター事務長〕

議案書の８１ページ、議案第６０号・日野市立教育センター所長の任命について、ご説明いたします。

提案理由でございます。平成２７年３月３１日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものでございます。

８２ページをお開きください。任命者の住所、氏名及び任期につきましては、記載のとおりでございます。日野市立教育センター設置条例第５条に基づき所長を置くものです。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

〔西田委員長〕

なければ、ご意見を伺います。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立教育センター所長の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第 6 0 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第 6 1 号・第 2 8 期日野市文化財保護審議会委員の解嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 6 1 号 第 2 8 期日野市文化財保護審議会委員の解嘱について

[木村生涯学習課長]

議案第 6 1 号・第 2 8 期日野市文化財保護審議会委員の解嘱について、ご説明します。

提案理由でございます。第 2 8 期日野市文化財保護審議会委員からの申し出に伴い、解嘱するものでございます。

8 4 ページをご覧ください。氏名、住所、解嘱理由については記載のとおりでございます。解嘱日は平成 2 7 年 3 月 3 1 日でございます。民俗学の先生で、転居により委員が継続できないということで、ご連絡をいただきました。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。第 2 8 期日野市文化財保護審議会委員の解嘱について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第 6 4 号・教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 6 4 号 教育委員会職員人事について

[兼子庶務課長]

議案第 6 4 号・教育委員会職員人事について、ご説明申し上げます。

教育委員会職員に対して人事発令を行うものでございます。

2 ページをご覧ください。3 月 3 1 日付の発令でございます。職層名、職務名、氏名、勤務（命）については記載のとおりでございます。なお、上から 8 番目までは定年退職でございますが、下の 2 名については中途退職でございます。

3 ページから 5 ページをご覧ください。平成 2 7 年 4 月 1 日付発令の 4 5 名でございま

す。なお、この中に含まれておりませんが、４月１日付の新人職員については、まだ発表されていないものですから、それについては平成２７年度第１回の定例会で報告いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

〔西田委員長〕

なければ、ご意見を伺います。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。教育委員会職員人事について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第６４号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長〕

ここで休憩をとりたいと思います。１５時４０分から再開します。

休憩 １５時３５分

再開 １５時４０分

〔西田委員長〕

再開いたします。

協議事項第３号・日野市スポーツ推進計画（素案）について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○協議事項第３号 日野市スポーツ推進計画（素案）について

〔兼子庶務課長〕

協議事項第３号・日野市スポーツ推進計画（素案）について、ご説明申し上げます。

平成１７年３月に教育委員会が策定した日野市スポーツ振興計画が、平成２６年度末で終わりとなっております。そして新たに日野市スポーツ推進計画を策定するに当たり、スポーツ基本法に基づき教育委員会に協議をするものでございます。詳しくは文化スポーツ課よりご説明申し上げます。

〔秦文化スポーツ課長〕

それでは協議事項第３号・日野市スポーツ推進計画（素案）について、ご説明申し上げます。

これまで日野市は、平成１７年３月に教育委員会が策定いたしました日野市スポーツ振興計画、健康日野人スポーツプランに基づきスポーツ行政を執り行ってきました。この計画の期間が平成２６年度末までとなっていることから、新たな日野市スポーツ推進計画として、平成２７年度から平成３２年度を計画期間として策定いたします。前計画の策

定後、スポーツ行政に係る事務が教育委員会から市長部局に移管されたことにより、スポーツ基本法に基づき、教育委員会のご意見を頂戴するための協議をお願いするものでございます。

それでは、協議の概要をご説明いたします。新しい計画は、この最終年度に東京オリンピック・パラリンピックが開催されること、また、日野市の進める戦略の一つにヘルスケア・ウェルネス推進があることを踏まえ、子供たちがスポーツを通じて未来に夢と希望を持てる、そして子供から高齢者まで、すべての市民がスポーツを通じて健康になり、豊かな暮らしを築くことを目指しております。

それではお手元に配付させていただきました概要版をご覧ください。

本計画では、スポーツの定義を健康づくりを含めた幅広いものと捉え、するスポーツ、観るスポーツ、支えるスポーツ、という三つのすべてをスポーツ活動と捉えました。

そして、市のアンケート等で取り巻く現状から見えてきた課題等、スポーツ活動ができる環境整備を実現するため、四つの計画の目的を掲げました。さらにその目的を強く推進するため、あえて高い目標値として四つの計画の目標を設定いたしました。先ほど申し上げました四つの計画の目標を達成するための四つの基本施策と九つの具体的施策を定め、課題の解決や目標の実現に向けた具体的な推進事業内容を掲げております。内容につきましては、ご覧のとおりとなっております。また、計画の推進に当たっては、推進担当となる行政各課を定め、その全体の進捗管理を文化スポーツ課が担うことにいたしました。

次にこれまでの経過ですが、計画の策定の節目毎に教育委員会の研究会などで4回にわたりまして、提案の内容などをご報告いたしまして、その場でご意見等頂戴してまいりました。いただいたご意見につきましては、素案計画の中に反映しながら策定作業を進め、本日ご提示しています素案となったものでございます。

これまでいただきました主なご意見は次のとおりでございます。第2次日野市学校教育基本構想と日野まなびあいプランと整合性に配慮を求めているか、子供たちへのスポーツ参加促進について計画に取り込んでほしい、若い人たちのスポーツをする場が少ないように常々感じている、部活動に入っていない子供や子育て世代などのスポーツ離れした層がエネルギーを発散させる場所の構築が必要、目標としている週に1回のスポーツ実施率70%は高くないか、この計画を進めていく中で足かせにならないか、頑張ればできるという数字にしてもよいのではないか、などをご意見としていただいております。これらのご意見につきましては、そのほとんどを計画に取り入れさせていただきました。

こちらの日野市スポーツ推進計画（素案）ですが、11ページになります。

こちらは第二次日野市学校教育基本構想、日野まなびあいプランについて日野市の関連計画の一つとして連携を図ってまいります。次に52ページです。子供たちへのスポーツ参加促進については、推進事業d「子どもたちへのスポーツ参加促進事業の推進」に反映いたしました。また、若い人たちのスポーツをする場が少ないや、部活動に入っていない子供たちのエネルギーを発散させる場所の構築についても、同じ52ページになりますが推進事業e「子どもたちのスポーツ活動の支援と充実」の中の具体的施策e-2「部活動等への支援」とe-4「子どもたちが利用しやすい公園のルール化」に反映いたしました。

ただし、スポーツ実施率につきましては、東京都が同様目標を70%として定めており

ます。都民として同じ目線で取り組む必要があることや、スポーツの定義を健康づくりなど幅広いものと捉えていくことなどから、70%実現に向けて取り組んでいくこととさせていただきます。

最後に計画策定に向けたこの後のスケジュールですが、本日、教育委員会からのご意見をいただき、そのご意見と本計画の調整を図った後、パブリックコメントを頂戴することとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご協議のほど、お願い申し上げます。

〔西田委員長 〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問、ご意見を承ります。岡本委員。

〔岡本委員 〕

今、お話がありましたように、過去4回ほどの研究会と申しまししょうか、いろいろなところで議論させていただきまして、それを反映させていただいて本当にありがとうございます。非常に時宜を得た、我が市として、こういう基本計画ができたということは素晴らしいことだと思います。

1点お尋ねしたいのですが、本計画というのは平成27年から32年までですけれども、この計画の位置づけによりますと、第5次日野市基本構想・基本計画によっております。また、第4次日野市行財政改革大綱は平成28年度までですので、本計画と初期段階ではかぶるといえるのか、スタートダッシュのときに非常に大事なところだと思うのですが、ご案内のように厳しい財政の中で市長部局とどのような連携をとりながらやっているのか、概略の方向性をお聞かせ願えればありがたいと思います。

〔秦文化スポーツ課長 〕

第4次日野市行財政改革大綱と28年度が少しかぶっているということでございます。第4次が構築されたときは前市長、馬場市長の考えのもと、構築されております。新たな計画といたしまして第5次の行財政改革大綱等も控えている中で、この2020プランなどのものも加味しながら計画している段階でございます。現在、一昨年に決まりましたオリンピックの東京都の招致、あと、新たな市長の考えのもと、三つの戦力のヘルスケア・ウェルネスが新たに入ってきた中で、それに見合った計画ということで今回、この計画を策定させていただいております。財政的な面ということもあるんですけれども、今回、この計画を策定するに当たって南平体育館の改修の計画、あとテニスコートの人工芝の張り替えということで大きな経費のかかるところは、おかげさまで新年度予算で新たにいただいております。具体的に財政課と細々したところの財政部局との調整というのは、今後また入らせていただくことはあると思いますけれども、大きなところは、おおよそ理解いただいているかなと思っております。また4億4千万ぐらいの社会体育基金のほうも活用しながら、財政当局と連携しながら、この計画に沿った細々なところに関しては各年毎で調整をさせていただいて、平成32年度においては実現できるような形に庁内で調整していきたいと考えております。

〔西田委員長 〕

高木委員。

〔高木委員 〕

非常に良い素案だと思っています。今日的にはスポーツの重要性、必要性等々広く皆さんの認識は進んでいるところですし、また計画がここで途切れるということで、新年度として非常に期待しているところでもあります。今もございましたけれども、当委員会としても、日野まなびあいプラン、日野市の生涯学習の計画含めて入手したばかりのところですが、そういった重要な基本計画・構想、学校関係も含めていろいろなつながり、関係がありますので、関係者との連携が非常に重要になるのかなと感じております。一方、市民の視点から見てみますと、先ほど言いましたスポーツの重要性なり必要性はわかっている、一步を踏み出すというのが、なかなか難しいところが、個々人にとってはあるのかなという認識も持っていますので、その辺は非常にすばらしい計画がありますから、関係者の力を合わせながら是非、実効性が上がるように市民の皆さんの後押しをすべく、関係者で力を合わせていきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔西田委員長〕

濱屋委員。

〔濱屋委員〕

とても良い案だと思います。特にスポーツの意義を、する、観る、支える、広く捉えて、それぞれにいろいろな人が関われるようにできていることが良いと思いますし、教育委員会で出た意見の中で、スポーツする場を確保するということでも配慮していただいて良かったと思います。ひょっとすると、支えるスポーツということで先ほど一步踏み出すのが難しいという理由は、一緒にやる人がいないとか、あるいはそれをサポートする、助けてくれるような方が、もっといるといいかなということで、ここでボランティアの育成ということ掲げていらっしゃるんですけど、とても良いことですし、他のボランティアとの連携ということも謳ってありますので、それで進めていかれるといいなと思います。計画を推進する中で人の活動がつながっていく、これは生涯学習の計画にもありますけれども、そういったものを広めていっているような、具体的な取り組みをしていただけると良いと思いますし、それに向かって私たちも努力したいと思っています。

〔西田委員長〕

米田教育長。

〔米田教育長〕

課長に説明いただいた中にもありましたように、私たちの意見を反映していただいた素案を策定していただき、ありがとうございました。たまたま仲田小学校でオリンピック教育推進校としての研究発表の中で、最後の中で、横浜国立大学教育人間科学部の准教授であられる梅澤秋久先生の講演がありました。結びはこうでした。運動遊びをしたくなる場のデザインをすることが一番大事なんだということでした。この素案全体が、そういう思想のもとにつくられてきていることを改めて感じました。子供たちが運動や遊びをしたくなる、成人が運動したくなるという場のデザインを、施設、それから公共空間を含めた環境、人を含めた環境で大いに豊かにデザインしていただいて、みんながそこに誘える、体を動かすことは楽しい、それが主要戦略のヘルスケアにつながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これからも教育委員会も一緒にやっていきたいと思っています。

〔西田委員長〕

意見や願いを受けとめ、反映していただいたことに感謝いたします。子育て中は時間的にも環境的にもスポーツがしにくい状況にあります。しかし、父親や母親がスポーツに親しむことは、本人たちの心身の健康にプラスであるばかりではなく、運動好きの子供を育てることにもなります。親子向けスポーツ教室や託児室の設置等、子育て世代がスポーツを楽しめる環境づくりを目指されたことを高く評価したいと思います。

「子どもたちが利用しやすい公園のルール化」については、強く願っていたことを受けとめていただきました。小学生や幼児にとどまらず、高校生や若者が、気軽に身近な場所で簡単なスポーツが楽しめるように、市の公園や広場が使えないものかと思っていました。運動したくなる場、気軽に運動できる場、そして運動を通じて年齢を超えたつながりが生まれてくる場の提供です。この考えを受けとめてくださり、子供たちが利用しやすい公園のルールづくりを検討していただけることをありがたく思います。良いプランを作成していただきました。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、協議事項第3号を終了いたします。

〔西田委員長〕

これより議案第62号及び議案第63号の審議に入りますが、これらの案件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成26年度第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

（関係職員以外退室）

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

〔西田委員長〕

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成26年度第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 16時07分